

住宅行政

■県民の豊かな住生活の実現

- ・福島県では、震災と原発事故の影響により急激な人口減少や少子高齢化が進行しています。これら本県特有の課題に対応しつつ、地方創生や次のステージへの復興、住まいの防災・減災対策を進めるため、「福島県住生活基本計画」に基づき、豊かな住生活の実現に向けて住宅施策を推進しています。
- ・県は、広域的、長期的視点に立った住宅政策を総合的かつ計画的に推進し、市場のルールを含め、県民が生活していく上で最低限必要な公共サービスの設定と実現、良好な住まいや居住環境の形成を目指しています。

福島県住生活基本計画

令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）



令和4年3月

福島県

■東日本大震災避難者の居住安定確保

- ・震災後最大で16万人を超える県民が県内外で長期避難を余儀なくされました。避難者が安心して避難生活を遅れるよう復興公営住宅を4,389戸整備しました。用地の選定から造成、建築物、外構の整備まで、事務職、土木職、建築職、設備職がチーム一丸となって困難なミッションをやり遂げました。
- ・技術職員が不足する市町村を支援するのも県の重要な仕事です。原発事故により全町が避難した大熊町、双葉町からの要請に応え、帰還者向けの災害公営住宅や新規転入者向けの福島再生賃貸住宅を代行して整備しました。



復興公営住宅磐崎団地（2017）



大熊町営帰還者向け災害公営住宅（2019県代行整備）

■県営住宅の適正な維持・改善

- ・入居者の高齢化に対応したバリアフリー対策が急務となっているほか、設備が不十分な住戸や、環境への配慮から省エネルギー住宅への対応が求められており、室内の段差解消や給湯設備の充実、断熱性能の向上など住宅の基本性能を向上させる住戸改善工事を計画的に進めています。



施工前

県営住宅内部改善施工後

住宅行政

■新しい住宅セーフティネット制度の普及・推進

- ・高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増える見込みです。一方、公営住宅は、高度経済成長期に建設されものが多く老朽化が進んでいることなどから、これら住宅確保要配慮者の入居ニーズに応えられていない状況が増えています。
- ・県では、増加する民間賃貸住宅の空き住戸を活用した要配慮者の入居を拒まない住宅制度を広め、公営住宅制度とあわせて重層的に住宅のセーフティネット機能を強化することにより、要配慮者の方々が多様な選択肢の中で安心して暮らすことができる社会を実現しようと取り組んでいます。

空き家・空き室、地域資源を活用し、住宅と福祉が一体となった居住環境の整備（イメージ）



出典：国土交通省